

十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 名称

十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務委託

(2) 趣旨

この要領は、十日町市が実施する「十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務」の委託業務に際し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

(3) 業務内容等

十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務委託仕様書のとおりとする。

(4) 委託期間

業務委託契約締結の日から令和6年3月25日（月）まで

2 見積限度額等

(1) 見積限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 見積書の作成にあたっては、各費目における単価上限及び対象外経費等（別紙1）に沿って作成すること。

3 業者選定方法

業者選定は公募型プロポーザル方式とする

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、参加申請日時点において次に掲げる要件を全て備えているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに市税に未納がないこと。

(4) 新潟県及び十日町市において、指名停止措置を受けている期間中でないこと。

5 日程

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年11月9日（木） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和5年11月15日（水）正午（必着） |
| (3) 質問書回答期限 | 令和5年11月16日（木） |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和5年11月21日（火）正午（必着） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和5年11月28日（火）正午（必着） |
| (6) 審査会実施 | 令和5年11月30日（木）【予定】 |
| (7) 審査結果（採否）通知 | 令和5年12月1日（金）【予定】 |

6 質問・回答

(1) 質問書の提出

①提出期限 令和5年11月15日（水）正午まで

②質問様式 質問書（様式1）

③提出方法 上記②を電子メール（容量3MB以内）にて提出することとし、電子メール送信後は、電話にてメールの到着確認を必ず行うこと。また、容量が3MBを超える場合については、ファイル交換サービスによる依頼メールを送信するため、事前に連絡すること。

なお、電子メールの件名は「十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務に関する質問」として送信すること。

④提出先 十日町市役所産業観光部文化観光課文化観光推進係

電話 025-755-5133

E-Mail t-bunka-kanko@city.tokamachi.lg.jp

(2) 質問に対する回答

①回答期限 令和5年11月16日（木）

②回答方法 質問書（様式1）の返答先への連絡については、原則として回答期限までに質問者匿名で十日町市ホームページに掲載する方法とする。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び業務委託仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、下記の通り「参加申込書」等を提出すること

(1) 提出書類

①参加申込書（様式2）

必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること

②会社概要

パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの

③直前の営業年度に係る納税証明書

ア 市内に営業所を有する者

- ・市税の納税証明書（様式第50の2）
- ・納税証明書その3の2（個人用）
- ・納税証明書その3の3（法人用）

イ 市内に営業所を有しない者

- ・納税証明書その3の2（個人用）
- ・納税証明書その3の3（法人用）

③暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）

(2) 提出期限 令和5年11月21日（火）正午（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送等で提出すること

(4) 提出部数 1部

(5) 提出先 十日町市役所産業観光部文化観光課文化観光推進係
住所 〒948-0079 新潟県十日町市旭町 251 番地 17

8 企画提案書類及び見積書の作成と提出

本プロポーザルに参加する者は、下記のとおり企画提案書類を作成し、提出すること。
提出書類は、日本産業規格 A4 サイズを基本とし、それぞれページ番号を付すこと。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

別紙「仕様書」に基づき、下記に係る企画提案内容を記載すること。

様式は任意で表紙及び目次を除き A4 判全 12 ページ以内とし、文章のほか、イラスト、
図面等の使用も可とする。本文で使用する文字のフォントサイズは 10.5 ポイント以上
(図表、注釈等を除く。) とすること。

ア 周遊ツアーの企画提案

- ・周遊ツアーの基本コンセプト、ターゲット（例：地域など）
- ・周遊コースに含めるコンテンツの内容と選定のポイント

イ 実証実験の実施と効果検証

- ・提案された周遊ツアーの実証実験とその効果検証について

②事業実施スケジュール（任意様式）

本業務の完了までのスケジュールについて、発注者との協議時期を含め、一連の流れ

がわかるように記載すること。(A4判1枚以内)

③業務実施体制・実績

ア 業務実施体制表(様式4)

業務を実施するための人員体制を記載すること。また、当該業務の一部を再委託する場合はその内容と予定される再委託先を記載すること。

イ 業務実績(任意様式)

十日町市内における周遊ツアー等の旅行商品の造成、販売、催行の実績

④参考見積り(任意様式)

ア 総額(本体・税額を明記)を表記すること。

イ 内訳内容を明確にし、業務完了まで、本事業に係る一切の費用を含むこと。

ウ 実証実験の実施に必要な費用等を含む事業全体の収支の見込みを添付すること。

(2)提出期限 令和5年11月28日(火)正午(必着)

(3)提出方法 持参又は郵送等で提出すること

(4)体裁・部数

ア 片面印刷とすること。

イ 上記(1)の①～④を一式として左端2か所ホチキス止めとすること。

ウ 会社名入りのものを2部、会社名無しのを5部、合計7部提出すること

(5)提出先 「7 参加申込書の提出」の(5)と同じ

9 審査

(1)審査委員

①審査委員長(1名)

十日町市文化観光課長

②審査委員(4名)

十日町市文化観光課(1名)、十日町市文化観光推進協議会事務局(2名)、森の学校
キョロロ(1名)

(2)審査委員の守秘義務

審査委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(3)審査方法

①審査は、提出書類により、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

②審査は、応募者の名称等を匿名で行う。

(4)審査基準

別紙2のとおり

(5)受注者の決定

審査で最も優秀とされた者を第1交渉権者とし、協議の上、契約書を締結する。第1交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の者と協議の上、契約を締結する。ただし、合計点が満点の6割に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者と

しないものとする。

なお、企画提案書等の提出が1社のみであった場合、前項の審査基準に基づく合計点が満点の6割に達したときは、最優秀提案者とする。達しない場合は、契約締結できないものとする。

(6) 提案者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①本要領に定める提出方法によらず企画提案書等が提出された場合
- ②本要領に定める提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合
- ③応募書類等に虚偽又は事実と異なる記載があった場合。
- ④提案事業費が、「2 見積限度額」を超えている場合。もしくは、見積書が費目における単価上限及び対象外経費等（別紙1）に沿って作成されていない場合。
- ⑤同一事項に対して2つ以上の企画提案をした場合。
- ⑥企画提案書の提出に対して談合などの不正行為があった場合。
- ⑦その他契約担当者が予め指示した事項に違反した場合、又は参加者に求められる義務を履行しなかった場合。

10 選定結果の通知

選定結果については、令和5年12月1日（金）までに各社へ文書等で通知する。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成提出に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (3) 企画・作成を全て外部発注することは不可とする。
- (4) 決定した参加者の企画提案書の著作権は、発注者に無償・無条件で帰属するものとする。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (7) 選考結果通知から契約までに生じる経費は参加者の負担とする。

12 問合せ

十日町市役所産業観光部文化観光課文化観光推進係
電話 025-755-5133